

質問書に対する再回答1

件名) 上信越自動車道 長野 I C 可変式道路情報板設備更新工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜設計書 C-1 特記仕様書P40	金抜設計書 C-1 薬師山トンネル 上り線 D型情報板新設工事の支柱について、特記記載の通り、機械電気通信設備標準設計図集(以降、標準図集とする)【E-12-2、E-13-4、E-16-4】を採用します。ただし、塗装の記載が設計図・特記仕様書にございません。 標準図集【E-05】では「支柱本体は、溶融亜鉛めっきとして膜厚77 μ m(JISH8641 HDZT77)相当とする。なお塗装する場合は、下塗り及び中塗りを施し、ポリウレタン樹脂塗装2回塗り仕上げとする。また塗装色は監督員の指示によるものとする。」と記載されており、塗装の有無は明記されておりません。塗装の有無をご教授願います。参考として同路線にある既設のD型情報板は塗装されておりません。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 塗装の指定はしておりませんので、塗装無しで問題ございません。
2	金抜設計書 C-3 特記仕様書P40	金抜設計書 C-3 長野 I C 上り線 A型情報板新設工事の支柱について、特記記載の通り、標準図集【E-12-2、E-13-2、E-16-2】を採用します。ただし、塗装の記載が設計図・特記仕様書にございません。 標準図集【E-01】では「支柱本体は、溶融亜鉛めっきとして膜厚77 μ m(JISH8641 HDZT77)相当とする。なお塗装する場合は、下塗り及び中塗りを施し、ポリウレタン樹脂塗装2回塗り仕上げとする。また塗装色は監督員の指示によるものとする。」と記載されており、塗装の有無は明記されておりません。塗装の有無をご教授願います。参考として同路線にある既設のA型情報板は塗装されておりません。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 塗装の指定はしておりませんので、塗装無しで問題ございません。
3	金抜設計書 C-5 特記仕様書P40	金抜設計書 C-5 長野 I C (県道35号インター南側) B型情報板新設工事の支柱について、特記記載の通り、標準図集【E-12-2、E-13-2、E-16-2】を採用します。ただし、塗装の記載が設計図・特記仕様書にございません。 標準図集【E-03】では「支柱本体は、溶融亜鉛めっきとして膜厚77 μ m(JISH8641 HDZT77)相当とする。なお塗装する場合は、下塗り及び中塗りを施し、ポリウレタン樹脂塗装2回塗り仕上げとする。また塗装色は監督員の指示によるものとする。」と記載されており、塗装の有無は明記されておりません。塗装の有無をご教授願います。参考として同路線にある既設のB型情報板は塗装されております。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 塗装の指定はしておりませんので、塗装無しで問題ございません。
4	金抜設計書 C-8 図面番号 NA-5-02 特記仕様書P40	図面【NA-5-02】 C2型情報板 I型支柱について、設計図には「本工事で使用する鋼材(アルミ合金、SUSを除く)は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。」と記載されております。この表記は防錆処理について示していると考えて塗装無しでよろしいでしょうか。 参考として同路線にある既設のC2型情報板は塗装されておりません。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 そのとおりです。

番号	質問箇所	質問事項	回答
5	金抜設計書 C-11 図面番号 NA-6-01 特記仕様書P40	図面【NA-6-01】DS型情報板 I型支柱について、設計図には「本工事で使用する鋼材(アルミ合金、SUSを除く)は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。」と記載されております。この表記は防錆処理について示していると考えて塗装無しでよろしいでしょうか。 参考として同路線にある既設のDS型情報板は塗装されておられません。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 そのとおりです。
6	特記仕様書P15	1-21-1 引き渡しを要する残存物件について、引き渡しを要する残存物件とは撤去品目のうちどれのことでしょうか。 また輸送距離はどの程度推定すればよろしいでしょうか。ご教授願います。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 特記仕様書記載のとおり、本工事で発生する引渡しを要する残存物件及び引渡し方法等は別途監督員と協議の上決定します。
7	特記仕様書P15	1-22-1 建設副産物の活用等について、アスファルト・コンクリートガラがB型情報板撤去全箇所です約1.3t発生すると記載されております。 金抜設計書と設計図に対象となる基礎の撤去工事がございます。アスファルト・コンクリートガラはどのように発生すると想定しているかご教授願います。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 基礎は既設再使用となりますが、ベースプレート部分は歩道部に埋設となっているため、その歩道部の研りで発生するアスファルト等を想定しております。
8	金抜設計書 C-113 図面番号 NA-8-07 特記仕様書P45	特記仕様書P45には「アルミ板(A5052P 3.0t)に反射シートを貼り付けたもの」と記載がございますが、反射シートの記載についてご教授願います。 参考としてガラスビーズによる再帰性反射シート(封入レンズ型、カプセルレンズ型)とプリズムによる再帰性反射シート(封入プリズム型、カプセルプリズム型、広角プリズム型)がございます。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 反射シートについて、指定はございません。
9	金抜設計書 C-113	金抜設計書 C-113 上信越自動車道 五里ヶ峯トンネル 上り線 信号機設備 新設工事 「機器据付工 トンネル信号機監視制御盤」と 「機器据付工 トンネル用信号制御機」について施設工事積算基準書に歩掛が載っておりません。歩掛をご教授を願います。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 類似設備の歩掛を参考に計上してください。

番号	質問箇所	質問事項	回答
10		令和6年7月に施設工事積算基準が改定されましたが、本物件の積算はこちらの改定内容を反映する必要がありますか。ご教授願います。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 令和5年7月の施設工事積算基準の適用を想定しています。
11	特記仕様書P44 3-2-1 トンネル用信号機・トンネル用予告信号機	(1) 外形寸法 (a) 幅1800mm 高さ620mm 奥行90mm程度（但し、突起物は除く）との記載がございます。 弊社製品のヒーター仕様信号灯器の外形寸法が下記となりますが、問題ございませんでしょうか。 幅1800mm 高さ660mm 奥行250mm	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 問題ございません。
12	特記仕様書P46 3-2-2 トンネル用信号制御機・トンネル用予告信号制御機	(5) 構造 (h) 制御機内部にヒーター回路を内蔵したヒーター部を設けるものとする。との記載がございますが、制御機内部を温める為のヒーターではなく、信号灯器へヒーター電源を供給するヒーター駆動部（ユニット）を設けるということで問題ございませんでしょうか。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 そのとおりです。
13	特記仕様書P46 3-2-2 トンネル用信号制御機・トンネル用予告信号制御機	(2) 外形寸法 (a) 幅400mm 高さ1100mm 奥行300mm程度（但し、突起物は除く）との記載がございますが、ヒーター駆動部（ユニット）及びxDSLモデムを収容するスペースを設ける為、幅590mm 高さ1540mm 奥行450mm 前面背面とも扉の筐体となっても問題ございませんでしょうか。	令和6年8月9日付け質問書に対する回答1において、「質問については令和6年8月23日に回答します。」としておりました質問について回答します。 問題ございません。ただし、当該設計図は参考図であり、現地状況に応じ監督員との協議により、扉の位置等は変更する場合があります。